

平成 20 年度

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（論述式Ⅱ）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
  2. この問題冊子は 8 頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
  3. 受験番号と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
  4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
  5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
  6. 答えは横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
  7. 答えは、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
  8. この問題冊子の 3, 5, 8 頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
  9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

## 商 法

委員会設置会社における次の各問に答えなさい。

- (1) 指名委員会および報酬委員会を設置する意義について、委員会設置会社以外の株式会社の場合と比較して述べなさい。
- (2) 監査委員会を設置する意義について、監査役会設置会社の場合と比較して述べなさい。
- (3) 執行役を設置する意義について、代表取締役や業務執行取締役が設置される場合と比較して述べなさい。



## 民事訴訟法

工務店 X は、Y からその自宅の耐震工事を請け負い、工事を完了して引き渡した。

ところが、Y が請負代金 500 万円を支払わないので、X は Y に対して請負代金請求訴訟を提起した。

問 1. Y は、第 1 回口頭弁論期日において、「私は確かに請負契約を締結しました。しかし、我が家の耐震強度は十分で耐震工事など必要ないのに、X が、『耐震強度が足りず建築基準法に違反している。』と偽って私に工事を勧めたため、私は工事をしなくてはならないものと信じて契約をしたのです。私は騙されたのですから、請負契約を取り消します。」と答弁した。

Y の主張の訴訟法上の意味について説明しなさい。

問 2. Y は、第 3 回口頭弁論期日において、「仮に不必要な工事ではなかったとしても、X の工事は欠陥だらけで、床下の工事がずさんだったせいで床が傾いてしまいました。とても住める状態ではないので、私は X に対して瑕疵修補に代わる損害賠償請求権を有しています。他の業者に見てもらったところ、損害額は 400 万円であることがわかりましたので、差し引き 100 万円しか支払う義務はありません。」と主張した。

この場合に、裁判所は問 1 における Y の主張について何ら審理することなく、問 2 における Y の主張についてのみ審理し、判決をした。この判決の当否について検討しなさい。

問 3. Y は、第 3 回口頭弁論期日に問 2 の主張をした後、X に対し別訴で瑕疵修補に代わる損害賠償を求める訴えを提起した。

このような別訴の提起は許されるか、検討しなさい。



## 刑事訴訟法

(1) 警察官Xら数名は、暴力団組員Aに対する覚せい剤取締法違反（所持）被疑事件につき搜索差押許可状（同令状には、搜索の場所を「A方住居」、差し押えるべき物件を「覚せい剤、注射器、取引メモ、小分け道具類、住所録等」と記載されていた。）の発付を受けた。搜索着手日の早朝、Xらは、宅配便を装いA方玄関を開錠させ、「警察だ。令状が出ている。」などと言いながら、中へ入り、居間にいたAに令状を示してその執行に着手した。Aと同居していた内妻Bは、黒いセカンドバッグを右腕に抱えて警察官の動きを気にしていたが、突然、同バッグを持ったまま玄関方向へ小走りで向かい、外へ出ようとした。そこで、Xは、Bに対し、居間へ戻るように促し、同バッグを提出するか、中身を見せるよう求めた。しかし、Bが同バッグを両手で胸に抱え込んだため、Xは、Bの両腕をつかむなどして同バッグを取り上げ、中身を確認したところ、ビニール袋入り覚せい剤と大麻樹脂を発見したので、これらを差し押えた。

Xらの搜索差押は適法か。理由を付して簡潔に論じなさい。

(2) 検察官が、「被告人は、Aと共謀の上、(中略)、殺意をもって、被告人がVの頸部を締め付けるなどして窒息死させて殺害した。」旨の公訴事実で起訴したところ、被告人は、公判で、共謀も実行行為の分担もない旨否認し、弁護人も同旨の無罪主張をし、関係する全ての書証を不同意にして争った。

Aは、捜査・公判を通じて、「被告人とV殺害を共謀したが、殺害行為自体は、被告人のみがVの首を両手で絞めて実行した。私は手を出していない。」旨供述・証言したが、被告人の捜査段階の自白調書には、「Aと共謀し、現場で私がVの背後から両腕を羽交い絞めにして動けなくした上、Aが前からロープで首を一気に絞めて殺害した。」旨記載され、被告人及びA以外の第三者の関与を疑わせる証拠はなかった。

裁判所は、「被告人は、Aと共謀の上、(中略)、A又は被告人あるいはその両名において、扼殺、絞殺又はこれに類する方法でVを殺害した。」旨の事実を認定し、有罪判決を言い渡した。

裁判所の言い渡した判決の問題点を指摘して簡潔に論じなさい。

(3) 「被告人は、(中略)、けん銃を用いてVから金品を強奪し、Vを射殺した。」旨の強盗殺人罪で起訴された。検察官は、この訴因を立証するため、関係証拠とともにWの目撃状況を内容とする検察官面前調書の取調べを請求した。しかし、弁護人がこの検察官面前調書を不同意にしたので、検察官はこれを撤回し、Wを証人として取調べ請求し、裁判所はこれを採用した。証人Wの証人尋問において、Wは、銃声を聞いて現場に駆けつけたところ、その場から急ぎ足で立ち去る男性とすれ違ったこと、その男性には面識がなかったが、被告人に似ているように思うと証言した。しかし、弁護人の反対尋問で、すれ違った男性の人相風体について追及されると、あいまいな証言に終始した。

(ア) そこで、検察官は、Wが現場付近ですれ違った男性の人相風体について詳細に供述した検察官面前調書の取調べ請求をした。裁判所はこの検察官面前調書を取り調べることができるか。

(イ) さらに、検察官は、もし、これが認められないのであれば、公判廷でのWの供述の証明力を増強する証拠として取り調べられたいと述べた。裁判所はこの検察官面前調書を、上記の趣旨で取り調べることができるか。

